

酒田港外港地区指定保税地域の追加指定に関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、下記のとおり追加指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月12日

東京税関長 藤城眞

記

1. 指定保税地域の追加指定対象土地

(1) 土地

所在地：山形県酒田市字高砂233番地先

面 積：3, 170. 39 平方メートル

区 域：山形県酒田市字高砂233番地先の外港地区高砂ふ頭北地点（北緯38度5分01. 5403秒、東経139度48分58. 5155秒）をE1地点として、同地点から方位角291度12分46秒、70. 329メートルの地点をE2として、同地点から方位角201度12分46秒、41. 800メートルの地点をE3として、同地点から方位角111度12分46秒、111. 829メートルの地点をE4として、同地点から方位角21度12分46秒、5. 400メートルの地点をE5として、同地点から方位角291度12分45秒、40. 000メートルの地点をE6として、同地点から方位角201度12分46秒、0. 400メートルの地点をE7として、同地点から方位角291度13分09秒、1. 500メートルの地点をE8として、E1地点からE8地点を順次直線で結んだ線及びE8地点とE1地点を結んだ線によって囲まれる3, 170. 39 平方メートルの土地

(2) 建設物

名 称：酒田港外港地区高砂2号岸壁

所在地：山形県酒田市字高砂234番地先

構 造：ケーソン式係船岸壁

面 積：905. 78 平方メートル

2. 追加指定年月日

平成30年4月1日